

鳥取縣公報

縣令

◇鳥取縣令第七號

昭和十年十二月鳥取縣令第四十八號醫藥部外品免許其ノ他ノ手数料徴收規程の一部を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條第一項中「所轄警察署」の次に「又ハ所轄保健所」を同條第一項中「警察署長」の次に「又ハ保健所長」を加へる。

告示

◇鳥取縣告示第十八號

生活保護法による醫療及び助産の診療等を擔當する醫療機

昭和二十二年一月廿一日
第七百七十八號

火 曜 日

關を左の通り指定しそれ／＼次のように契約を締結した。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

- 一、鳥取縣醫師會の會員
- 二、鳥取縣齒科醫師會の會員
- 三、鳥取縣藥劑師會の會員
- 四、鳥取縣柔道整復師會の會員
- 五、鳥取縣產婆會の會員
- 六、米子醫學專門學校附屬病院

契約書

生活保護法による醫療(助産を含む以下同じ)を受ける者(以下被保護者と稱す)の醫療に對して鳥取縣知事(以下甲と稱す)と鳥取縣醫師會(以下乙と稱す)との間に次のように契約を締結する。

00336

00336

00337

00330

第二條 乙は所属醫師會の會員をしてこの契約の定めるところによつて被保護者の醫務を擔當させるものとする。
第二條 乙が會員に擔當させる醫務の範圍は左の通りとする。

- 一、診察（往診、宅診、健康診断及處方箋の交付を含む）
- 二、藥劑又は治療材料の支給
- 三、處置、手術其の他の治療
- 四、入院醫務（電燈、水道、其の他の設備又は賄を含め）

第三條 乙は會員をしてこの契約に依る醫務について政府の定めた診療方針に従はせると共に左の各號に掲げらるる事項を遵守させらるものとする。

- 一、被保護者から醫務を求められたときは醫務券を提示させて醫務を受ける資格のあることを確めた後醫務をなすこと。但し急迫の事情があるときはこの限りでない。この場合においては事後速かに醫務券を提示させるものとする。
- 二、被保護者に對し醫務をなしたるときは 醫務券の裏

面に必要な事項を記載しこれを保管すること。
三、被保護者から處方箋の交付を求められたときは、正當の事由がなければこれを拒むことができないこと。
四、醫務上被保護者を入院せしめ若は移送し又は被保護者に看護人を附するの必要ありと認めるときは、被保護者をして速に其の手續をなさしめるよう助力をなすこと。

第四條 左の場合に於ては會員は遲滞なく醫務券を發行したる市町村長にその旨通知するものとする。

- 一、被保護者が正當の理由なくして醫務について指示に従わぬとき。
- 二、被保護者が正當の理由なくして醫務について検診又は調査を拒んだとき。
- 三、被保護者の性行著しく不良なとき。

第六條 市町村長がこの契約によつて被保護者の醫務をなした醫師に對し支拂ふ毎月分の報酬額は健康保険に於て

00338

00300

使用する診療報酬點數計算規程別表を準用し一點の單價を市部壹圓參拾錢、部部壹圓としてこれに毎月醫師の請求に係る點數を乗じて得た額とする。但し算定方法に規定のないものについてはその實費とする。

第七條 被保護者の醫務をなしたる醫師は、毎月分の醫務券を取纏め翌月十日迄に甲に提出するものとする。

甲は醫務券裏面の記載事項を審査し報酬の計算を了したときは遅滞なくこれを市町村長に送付し、市町村長をして速に當該醫師に直接支拂わしめるものとする。

第八條 この契約に定めぬ事項については必要の都度これを協議するものとする。

第九條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了一月前に何れか一方から何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間引續きその効力があるものとする。

爾後満期のおいても亦同じ。
この契約の確實を證するこの契約書二通を作成し雙方

署名調印の上各一通を所持する。
昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 三
鳥取縣醫師會長 中 原 衛 貞
契 約 書

生活保護法によつて齒科醫務を受ける者（以下被保護者と稱する）の齒科醫務について鳥取縣知事（以下甲と稱する）と鳥取縣齒科醫師會（以下乙と稱する）との間に次のように契約を締結する。

第一條 乙は所属齒科醫師會の會員をしてこの契約の定めるところによつて、被保護者の齒科醫務を擔當させるものとする。

第二條 乙が會員に擔當させる齒科醫務の範圍は左の通りとする。

- 一、診察（處方箋の交付も含める）
- 二、藥劑又は治療材料の支給
- 三、處置、手術其の他の治療
- 四、充 填

00339

五、補 綴

第三條 乙は會員をして本契約に依る齒科醫療について政府の定めた診療方針に従わせると共に、左の各號に掲げる事項を遵守させるものとする。

一、被保護者から齒科醫療を求められたときは、醫療券を提示させて齒科醫療を受ける資格のあることを確かめた後其の醫療をなすこと。但し急迫した事情があるときはこの限りでない。この場合においては事後速に醫療券を提示させるものとする。

二、被保護者に對して齒科醫療を爲したときは、醫療券の裏面に必要な事項を記載しこれを保管すること。

三、被保護者より處方箋の交付を求められたときは、正當の理由がある場合の外はこれを拒むことができない

四、齒科醫療上被保護者を入院させ若は移送し又は被保護者に看護人を附する必要があると認められたときは、被保護者をして速かに其の手續をさせるよう助力するものと。

第四條 左の場合に於て會員は遅滞なく醫療券を發行した

市町村長に其の旨を通知するものとする。

一、被保護者が正當の理由がなくて齒科醫療についての指示に従はぬとき。

二、被保護者が正當の理由なくして齒科醫療について検査又は調査を拒んだとき。

三、被保護者の性行著しく不良なるとき。

第五條 乙は常に會員を指導して生活保護法の趣旨を諒解させるものとする。

第六條 市町村長がこの契約に依つて被保護者の齒科醫療をなした齒科醫師に對して支拂ふ毎月の報酬額は左に掲げたものを除くの外は健康保險に於いて使用する齒科診療報酬點數計算規程の別表を準用し、一點の單價を市部受圓參拾錢郡部壹圓としてこれに毎月齒科醫師の請求に係る點數を乗じて得たる額とする。

一、點數計算規程に記載のない齒科醫療報酬は點數計算規程別表に準じて乙甲と協議してこれを定める。

第七條 被保護者の齒科醫療をなした會員は毎月の醫療券を取纏め翌月十日迄に甲に提出するものとする。

8EED0

00348

1A000

甲は醫療券裏面の記載事項を審査し報酬の計算を了したときは、遅滞なくこれを市町村長に送付し市町村長をして速に當該齒科醫師に直接支拂わせしめしめとする。

第八條 この契約に定めない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第九條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了一月前までに何れか一方から何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間引續いてその効力があるものとする。満後満期るときは亦同じ。

右契約の確實を證するためこの契約書貳通を作成して双方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣 知事 林 敬 三

鳥取縣 齒科醫師會長 平 林 秀 高

契 約 書

生活保護法によつて醫療を受ける者(以下被保護者と稱する)の藥劑支給について、地方長官(以下甲と稱する)と鳥取縣藥劑師會(以下乙と稱する)との間に

する)と鳥取縣藥劑師會(以下乙と稱する)との間に次のように契約を締結する。

第一條 乙は所屬藥劑師會員をしてこの契約の定めたることによつて、被保護者の藥劑券(處方箋)による藥劑の支給額を受け取るものとする。

第二條 乙は會員をしてこの契約による藥劑の支給について左の事項を遵守させるものとする。

一、被保護者から藥劑券(處方箋)による調劑を求められたときは、調劑を受ける資格のあることを確認した後藥劑の支給をなすこと。但し急迫の事情があるときはこの限りでない。この場合においては事後速に藥劑券を提示させるものとする。

第三條 乙は常に會員を指導して生活保護法の趣旨を諒解させるものとする。

第四條 市町村長がこの契約に依り被保護者に藥劑の支給をなしたる指定藥劑師に支拂ふ毎月の報酬額は、保險院簡易保險局と日本藥劑師會との間に締結せられた協約書四の別表處方箋による調劑藥價協定書の定めたる額によ

00341

ること。

第五條 被保護者に薬劑の支給をなしたる指定薬劑師は、毎月別に薬劑支給報酬請求書に必要な事項を記載し、翌月十日迄に甲に提出するものとする。

甲は薬劑支給報酬請求書の記載事項を審査し、報酬の計算をしたるときは遅滞なくこれを市町村長に送付し、市町村長をして速に當該薬劑師に直接支拂わせるものとする。

第六條 この契約に定めのない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第七條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了一月前に何れか一方から何等意思表示をしないときはこの契約は更に一年間引續きその効力があるものとする。爾後満期のときにおいても亦同じ。

右契約の確實を證するためこの契約書二通を作成して雙方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十二年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣藥劑師會長 林 兼 太郎

契約書

生活保護法によつて施療法を受ける者(以下被保護者と稱する)の施療法について鳥取縣知事(以下甲と稱する)と鳥取縣柔道整復師會(以下乙と稱する)との間に次のように契約を締結する。

第一條 乙は所屬會員をしてこの契約の定めるところによつて被保護者の施療法を擔當させるものとする。

第二條 乙が會員に擔當させる施療法の範圍は打撲、捻挫、脱臼又は骨折に對する施療とする。

第三條 乙は會員をして乙の契約による施療法について左の各號に掲げる事項を遵守させるものとする。

一、被保護者から施療を求められたときは醫療券を提示させ施療をなすこと。但し急迫の事情があるときはこの限りでない。この場合においては事後速に醫療券を提示させるものとする。

二、施療のため被保護者を入院させ若は移送し又は被保

00342

護者に看護人を附する必要があると認めたときは被保護者をして速にその手續をさせるよう助力すること。

三、被保護者に對して施療をなしたときは醫療券の裏面に必要な事項を記載してこれを保管すること。

第四條 左の場合においては會員は遅滞なく醫療券を發行した市町村長にその旨を通知するものとする。

一、被保護者が正當の理由なく施療についての指示に従はぬとき。

二、被保護者が正當の理由がなく施療についての検診又は調査を拒んだとき。

三、被保護者の性行が著しく不良なとき。

第五條 乙は常に會員を指導して生活保護法の趣旨を諒解させるものとする。

第六條 市町村長がこの契約によつて被保護者の施療をなした柔道整復師に對して支拂ふ毎月の報酬額は、別表(施療術點數表)に一點單價を五拾錢としてこれに毎月會員の請求に係る點數を乗じて得た額とする。

第七條 被保護者の施療をなした會員は毎月分の醫療券を

取纏め翌月十日迄に甲に提出するものとする。

甲は醫療券裏面の記載事項を審査し、報酬の計算を了したときは遅滞なくこれを市町村長に送付し市町村長をして速に當該柔道整復師に支拂わせるものとする。

第八條 この契約に定めのない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第九條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了一月前までに何れか一方から何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間引續いてその効力があるものとする。爾後満期のときにおいても亦同じ。

右契約の確實を證するためこの契約書二通を作成して雙方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十二年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣柔道整復師會長 武 林 熊 次

部位	施術	療點	敷數	處置料	處置回數
鎖骨	骨折	三〇	八	一五	一〇
肩胛骨		二〇	八	一〇	一〇
肋骨		二〇	六	一五	一〇
胸骨		一四	六	一五	一〇
上膊骨		三〇	八	三〇	一〇
前膊兩骨		三〇	八	一五	一〇
腕骨		二〇	八	一五	一〇
天骨		二〇	六	一五	一〇
腕、掌、指骨		一〇	四	一〇	一〇
骨盤骨		二〇	六	三〇	一〇
大腿骨		五〇	一〇	四〇	一〇
膝蓋骨		二〇	八	三〇	一〇
脛骨		三〇	八	二五	一〇
腓骨		二〇	六	二〇	一〇
下腿兩骨		三五	八	三〇	一〇
足跟骨		一五	六	二〇	一〇
趾骨		一〇	四	一五	一〇
腕白之部		一六	六	一〇	一〇
鎖骨關節		二六	八	一〇	一〇
肩胛關節		二〇	六	一〇	一〇
肘關節		六	四	一〇	一〇
掌、指關節		六	四	一〇	一〇
腕關節		五〇	六	一〇	一〇
股關節		二〇	六	一〇	一〇
膝關節		一四	六	一〇	一〇
足關節		一〇	四	一〇	一〇
趾骨關節		一〇	四	一〇	一〇
下顎關節		二〇	八	一〇	一〇
脊推不全脱臼		八	四	一〇	一〇
捻挫之部		八	八	一〇	一〇
背推關節		八	八	一〇	一〇
肩胛關節		八	八	一〇	一〇
肘關節		六	六	一〇	一〇

腕關節	六	四	一〇
腰部(病氣)	一〇	八	一〇
股關節	八	八	一〇
膝關節	八	六	一〇
足關節	八	六	一〇
打撲之部			
胸背部	八	八	一〇
腰臀部	八	八	一〇
大腿部	八	八	一〇
頸、顔面部	四	四	一〇
頸上膊部	六	六	一〇
前膊下腿脚	六	六	一〇
掌足部	六	六	一〇
指趾部	四	四	六
其の他の部			
初診料	三點		
往診料	四點		

註 歩行不能又は安靜を必要とする場合にこれと認む

ることと、半里又は其の端數を増す毎に二點を加える。

契約書

生活保護法によつて助産を受ける者(以下被保護者と稱する)の助産について鳥取縣知事(以下甲と稱する)と鳥取縣産婆會(以下乙と稱する)との間に次のように契約を締結する。

第一條 乙は所屬産婆會の會員をしてこの契約を定めたところによつて、被保護者の助産の手當を引受けるものとする。

第二條 乙は會員をしてこの契約による助産について左の各號に掲げる事項を遵守させるものとする。

一、被保護者から助産の手當を求められたときは、助産(券を提示させ助産を受ける資格のあることを確めた後)助産の手當をなすこと。但し急迫の事情があるときはこの限りでない。この場合においては事後速に醫療券を提示させるものとする。

二、被保護者に對して助産の手當をなしたときは、助産

00345

券の裏面に必要な事項を記載してこれを保管すること

第三條 左の場合においては會員は遅滞なく助産券を發行した市町村長に其の旨を通知するものとする。

一、被保護者が正當の理由なくして助産について指示に従はぬとき。

二、被保護者が正當の理由なくして助産について検診又は調査を拒んだとき。

三、被保護者の性行が著しく不良なとき。

第四條 乙は常に會員を指導し生活保護法の趣旨を諒解させるものとする。

第五條 市町村長がこの契約により被保護者の助産の手當をなしたる産婆に對して支拂ふ報酬額は左に掲げるものとする。

- 一、一分娩に對する報酬額は四十圓(妊婦産前處置分娩介助及び分娩後の産兒、褥婦の處置を含む)とする。
- 二、多胎分娩の場合における報酬については胎兒の數を増す毎に金二十圓を増額するものとする。
- 三、一分娩とは妊娠五ヶ月より分娩後一週間までを謂ふ

四、分娩前の診察は初診共三回以上分娩後の處置は分娩の日の翌日から六回以上とする。

第六條 被保護者の助産の手當を終了した産婆は毎月の助産券を取纏め翌月十日までに甲に提出するものとする。

甲は助産券裏面の記載事項を審査し、報酬の計算を了したときは遅滞なくこれを市町村長に送付し、その市町村長をして速に當該産婆に直接支拂わせるものとする。

第七條 この契約に規定のない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第八條 この契約の有効期間は昭和二十一年十月一日から昭和二十二年三月三十一日迄とする。但し有効期間満了一ヶ月前迄にいづれか一方から何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間引續いてその効力があるものとする。爾後満期のときは亦同じ。

右契約の確實を證するためこの契約書貳通を作成して双方署名調印の上各一通を所持する。

昭和二十一年十月一日
鳥取縣知事 林 敬 三
鳥取縣産婆會長 井 上 と み

契約書

00346

11200

生活保護法によつて醫療を受ける者(以下被保護者という)の診察に關し鳥取縣知事と米子醫學専門學校長との間に診察料金の割引その他について次のように契約を締結する。

第一條 米子醫學専門學校附屬醫院(以下病院という)は本契約に定めるもの外、その管理規則その他診療に關する取扱例に従ひ被保護者の診療をする。

第二條 病院のする診療の範圍は次の通りである。

一、診察(處方箋の交付を含み、往診及び健康診断を含む)

二、藥劑又は治療材料の支給。

三、處置、手術その他の治療(轉地療養を含まない)

四、入院診療(三等又は二等とし、寝具其の他の設備及賄を含まない)

第三條 被保護者の診療に關する料金は一般患者の支拂う料金の八割に相當する金額とする。但し入院料は一般患者の支拂う料金の九割に相當する金額とする。

第四條 病院は被保護者から市町村長の發行する醫療券を提示して診療を求められたときは、診療を受ける資格のあることを確めた後診療をすること。但し被保護者であることが明かな者で緊急已むを得ない事情のため醫療券の提示が出来ない者についてはこの限りではない。この場合においては爾後速かに醫療券を提示させるものとする。

第五條 病院は被保護者に對して診療をしたときは、醫療券の裏面に必要な事項を記載し一ヶ月毎に取纏め、翌月十日迄に別紙様式の請求書と共に鳥取縣知事に送付するものとする。

鳥取縣知事は右の醫療券及び請求書を當該の市町村長に送付して速かに市町村長より病院に料金を支拂わせるものとする。

第六條 病院は左の場合に於ては速かに醫療券を發行した市町村長にその旨を通知するものとする。

一 被保護者の傷病が闘争、泥酔又は著しい不行跡に因つて生じたものと認められるとき。

二、被保護者が正當の理由なく診療に關する指示に従わないとき。

三、被保護者が正當の理由なく診療に關する檢診又は調査を拒んだとき。

四、被保護者の性行が著しく不良なとき。

第七條 この契約に定めのない事項については必要の都度これを協議するものとする。

第八條 この契約の有効期間は昭和二十二年十月一日から

昭和二十二年三月三十一日までとする。但し有効期間満了二十月前に何れか一方から何等の意思表示をしないときはこの契約は更に満期の翌月から一年間順次協定の更新をしたものと看做す。

右契約の確實を証するため本書紙通を作成して双方署者調印の上各五通を所持する。

昭和二十二年九月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

米子醫學專門學校長 下 田 先 造

生活保護法による被保護者診療料金請求書

一金 但し昭和 年 月分 外 名診療費

右金額支拂方請求します

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 殿

米子醫學專門學校附屬醫院

内 譯

郡市被保者氏名	町村名	診療料	薬料	處置料	手術料	其他	日數	計	備考

鳥取縣告示第十九號

鳥取縣教員適格審査委員會は次のように改組した。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣教員適格審査委員會委員

教員代表

地方教官 德永 長

同 小川 清

同 高 濛 重

同 竹 中 榮

同 山 田 久良一

同 福 馬 喜久治

同 柴 野 猷

各界代表

西尾 圭 介

渡 邊 朴 全

中 原 久 仁

藤 壽 子

野 順 五 郎

木 鈴 義 一 郎

鳥取縣告示第二十號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に著し、齒科醫である保險醫として左の者を指定する。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療場所	診療所所在地	氏名	指 定
齒科 横 川 齒科醫院	鳥取縣西伯郡 上道村	横 川 健 夫	昭和二十二年一月十八日

鳥取縣告示第二十一號

産業名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 東京都荏原區豊町四丁目一三五

前住所及開業地 東伯郡堀村大字片柴八九〇

現住所及開業地 鳥取市東町三十三の二

昭和二十二年一月二十日開業地

變更により産業名簿訂正願出たので昭和二十二年一月十日訂正

00349

有 田 濱 惠

明治四十四年一月二十四日生
本籍地 西伯郡淀江町大字淀江六八

前住所及開業地 同 九一五

現住所及開業地 米子市方能町五三

昭和二十一年十二月一日住所及開業地變更

に依り産婆名簿訂正方願出たので昭和二十

二年一月十日訂正

竹 田 浪 子

明治四十年七月十六日生

本籍地 兵庫縣神戸市兵庫區吉田町一丁目五四八

前住所及開業地 東伯郡八橋町大字八橋三〇九

現住所及開業地 氣高郡鹿野町大字鹿野九九〇

昭和二十一年十二月二十六日住所及開業地

變更に依り産婆名簿訂正方願出たので昭和

二十二年一月十日訂正

中 谷 の ぶ

明治二十七年九月二十一日生

本籍地 東伯郡竹田村大字穴鴨六〇一

前住所及開業地 鳥取市賀露町一、一三〇

現住所及開業地 同 九七七

昭和二十一年十二月二十三日住所及開業地

變更により産婆名簿訂正方願出たので昭和

二十二年一月十日訂正

山 崎 子

明治二十六年九月十三日生

鳥取縣告示第二十二號

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣知事 林 敬

本籍地 八頭郡智頭町大字智頭一五三二ノ五

現住所及開業地 八頭郡智頭町大字智頭一五三二ノ五

昭和二十二年一月十日第一〇七七號

加 藤 志 子

明治三十三年五月二十五日生

本籍地 東伯郡倉吉町大字河原町一、八二〇

00350

現住所及開業地 東伯郡倉吉町大字河原一、八二〇

昭和二十二年一月十日第一〇七八號

小 谷 頼 野

大正五年四月十五日生

本籍地 東伯郡矢送村大字郡家三六一

現住所及開業地 東伯郡矢送村大字郡家三六一

昭和二十二年一月十日第一〇七九號

岸 村 百合子

大正七年七月二十三日生

本籍地 西伯郡上長田村大字下中谷五六八ノ二

現住所及開業地 西伯郡上長田村大字下中谷五六八ノ二

昭和二十二年一月十日第一〇八〇號

山 野 千鶴子

大正十三年十一月五日生

本籍地 岡山縣都窪郡菅生村大字子位庄一、一〇六

現住所及開業地 米子市加茂町一丁目三五

昭和二十二年一月十日第一〇八一號

木 月 八三 世子

大正四年一月三日生

本籍地 東伯郡古布庄村大字矢下五九一

現住所及開業地 米子市中町二八 宮本敏夫方

昭和二十二年一月十日第一〇八二號

山 本 とし子

大正十五年十二月十五日生

本籍地 西伯郡大篠津村一、四〇一

現住所及開業地 西伯郡大篠津村一、四〇一

昭和二十二年一月十日第一〇八三號

本 池 喜 美

明治四十年三月四日生

本籍地 德島縣板野郡撫養町木津一、三一九ノ五

現住所及開業地 西伯郡外江村二、五六九

昭和二十二年一月十日第一〇八四號

栗 田 ミドリ

明治四十一年四月十一日生

本籍地 西伯郡日吉津村大字日吉津八九三

現住所及開業地 西伯郡日吉津村大字日吉津八九三

00321

00351

昭和二十二年一月十日第一、〇八五號
石本あき
大正十二年九月二十一日生

選舉告示

◇選舉告示第一號

昭和二十二年二月一日行ふ鳥取縣農地委員會委員の選舉會の選舉立會人の届出が農地調整法第十五條ノ十四第三項各號の區分につき二人を超える場合の抽籤場所及び日時を次のように定める。

昭和二十二年一月二十一日

鳥取縣農地委員會委員長

鳥取縣農地部長 清野保

場所 鳥取縣廳

日時 昭和二十二年一月二十九日午前九時

02300

昭和二十二年一月廿一日印刷
昭和二十二年一月廿一日發行
鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日) (第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣廳
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取